



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

発行：井上社労士事務所

〒184-0004 東京都小金井市4-1-38-213

TEL:090-6525-0188 FAX:042-381-3465 e-mail:sri@mi-sr.com

副業・兼業のガイドラインなどの案を示す(厚労省の柔軟な働き方に関する検討会)

平成29年11月に開催された「第4回柔軟な働き方に関する検討会(厚生労働省)」において、テレワークの適正な実施や副業・兼業の推進などに関するガイドラインの案が示されました。

それらのうち、特に注目を集めているのは“副業・兼業”の推進です。これについては、厚生労働省のモデル就業規則の改定の方向性も示されています。

どのような方向性が示されているのか、確認しておきましょう。

副業・兼業の推進に関するガイドライン骨子(案)

副業・兼業の推進の方向性については、次のように示されています。



労働者及び企業のそれぞれのメリットや留意点を踏まえると、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいという希望を持つ労働者が、副業・兼業を行える環境を整備することが重要であり、長時間労働を招かないよう留意しつつ、以下の対応が必要である。

- ① 厚生労働省で示しているモデル就業規則の規定を、労務提供や会社の信用・評価に支障が生じる場合等以外は副業・兼業を認める方向で改めること
- ② 労働者と企業それぞれの留意点とその対応方法を示すこと
- ③ 労働者が副業・兼業を実現している好事例を共有していくこと

なお、長時間労働を招かないためには、副業・兼業時の就業時間の把握が不可欠ですが、その把握については、「企業が労働者の自己申告に基づいて就業時間を把握し、長時間労働の抑制や健康管理に努める」といった旨の方向性が示されています。

モデル就業規則の改定の方向性(副業・兼業部分)

厚生労働省が各企業に向けて同省のホームページにおいて公表しているモデル就業規則について、労働者の遵守事項における副業・兼業に関する規定(「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」)を削除のうえ、以下の規定を新設してはどうかとされています。



第〇条(副業・兼業)

- 1 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。
- 2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。
- 3 第1項の業務が、就業規則に規定する一定の事項(遵守事項の一部)に該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

政府は、人手不足への対応や働き方改革の切り札として、テレワークおよび副業・兼業を推進したい構えです。しかし、各企業の現場からみれば、いずれも、管理が難しい制度で簡単に導入できるものではありません。

検討会においても、有識者委員からさまざまな問題点が指摘されたようで、理想と現実とのギャップをどう埋めていくかが、今後の課題と言えそうです。

トピックス 最新情報 平成 30 年 企業実務に影響を及ぼす制度変更の確認と動向

平成 30 年中に変更されることが決まっている制度や、変更に向けて検討・審議が行われている制度がいくつかあります。そのうち、企業実務での影響が特に注目すべきものをご紹介します。

■ 決定済みの制度変更の確認

＜配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し＞（改正ポイントは事務所通信 2017 年 8～11 月号で解説しています）

・平成 30 年 1 月～

給与計算における源泉徴収税額を求める際の「配偶者に係る扶養親族等の数」の数え方の変更。
「平成 30 年分の扶養控除等（異動）申告書」の様式・記載事項も変更。

・平成 30 年 年末調整時

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算方法の変更。
書類の様式・記載事項が変更。

＜無期転換ルール本格化＞

・平成 30 年 4 月～

無期転換ルール（有期労働契約が更新され通算 5 年を超える場合、労働者の申出により、期間の定めのない契約に転換されるルール）無期転換申込権の本格的な発生が見込まれます。

＜確定拠出年金制度＞

・平成 30 年 1 月～（改正ポイントは事務所通信 2017 年 12 月号で解説しています）

「掛金の拠出規制単位の年単位化」が施行。

・平成 30 年 5 月～

「個人型 DC 小規模事業主掛金納付制度」、「簡易型 DC 制度」の導入、ポータビリティの拡充などが施行。



■ 制度変更に向けた検討・審議などの動向

＜平成 30 年度の税制改正＞

「個人所得課税の見直し」や「税務手続の電子化の推進」などが検討されています。「給与所得控除」と「公的年金等控除」は高所得者の控除縮小、「基礎控除」は控除拡充という方向で検討が進められています。どこまで具体化されるのか、注目です。

＜働き方改革の動向＞

働き方改革関連法案が、平成 30 年 1 月召集の通常国会に提出される見込みです。年度内成立するか、注目です。

■ その他／各種保険料率などの改定

平成 30 年度の各種保険料率については、毎年見直される「①健康保険の保険料率」、「②雇用保険の保険料率」のほか、3 年に一度の改定の年に該当する「③労災保険の保険料率」の改定が行われます（具体的な料率などは未定）。

また、人づくり革命の一環である幼児教育の無償化、待機児童の解消などの費用に充てるため、「④子ども・子育て拠出金」の引上げが行われる見込みです（企業全体で 3,000 億円程度の増額を検討）。④は引上げ、②③は引下げが検討されていますが、動向に注目です。



トピックス 天皇陛下の退位日を閣議決定 平成 31（2019）年 4 月 30 日に御退位

政府は、平成 29 年 12 月 8 日、天皇陛下の退位日となる「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日」を定める政令を閣議決定しました。これにより、天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が新天皇に御即位される日程が正式に決まりました。

天皇陛下の御退位、新天皇の御即位・改元の日程

●天皇陛下の御退位……………平成 31（2019）年の 4 月 30 日

●皇太子殿下の御即位……………その翌日の 5 月 1 日

●改元……………特段の事情がない限り、御即位に合わせて新元号へ

退位・即位（譲位）の日程については、閣議決定に先立って行われた皇室会議で意見がまとめられていました。皇室会議は、次のような観点から進められました。

・関連する儀式の準備、具体的な組織の編成、予算の確保、人材の確保・養成を万全に行うためには、最低でも 1 年の期間が必要であること

- ・皇位の継承に伴う国民生活への影響を十分に考慮しつつ、国民がこぞって天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位を寿ぐ（ことほ）にふさわしい日を選択することが必要であること
当初は、平成31年3月31日退位という案もありましたが、
- ・4月の前半は、全国的に人の移動が激しく、入学式等の各種の行事も盛んに行われ、加えて、平成31年は、4年に一度の統一地方選挙が実施される見込みであることから、そのような慌ただしい時期は避けることが望ましいこと
- ・4月29日は昭和の日であり、昭和の日に引き続き、御退位、御即位を実現することによって、国民がこれまでの我が国の営みを振り返り、改めて日本国の弥栄を思い、決意を新たにすることができること
といった理由などから、平成31年4月30日退位と決まったようです。

政府は、退位や即位の儀式のあり方、新元号の名称やその発表時期など、具体的な準備を本格化させるため、平成30年早々に検討委員会を設けるとのことです。

☆ 特段の事情がない限り、即位に合わせて元号が変わるということで、“平成”が幕を下ろすこととなります。この改元に向けては準備が必要ですね。

“昭和”から“平成”への改元時には、さほど問題になりませんでした。今や、コンピューターなどによる情報システムの利用が広く市民生活や企業活動に浸透したIT社会。

“平成”から“新元号”への改元に当たっては、情報システムに影響を与えるのは明らかで、どの企業でも、PCソフトの設定の変更などの対応を迫られることとなります。

和暦の部分を変更すれば済むということであればよいのですが、それだけでは済まない問題が突然出てくるかもしれません。

改元に向けて、ソフトウェアの更新などの情報システム関連のお知らせにも、注意しておいたほうがよさそうですね。

お仕事 カレンダー 1月



1/10	<ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
1/22	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税の特例納付(2017年7月～12月分)
1/31	<ul style="list-style-type: none"> ●12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●労働保険料の納付(延納第3期分) ●労働者私傷病報告書の提出(休業4日未満の2017年10月～12月の労災事故について報告) ●税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出 ●市区町村へ給与支払報告書の提出 ●2017年11月決算法人の確定申告・2018年5月決算法人の中間申告 ●2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告

◆あとかぎ◆ **新年あけましておめでとうございます。** 戌年は、結実の年と言われます。今まで努力した人にはきっと良い年になることでしょう。平成30年度予算案が閣議決定され、一般会計予算の総額は97兆7128億円と前年比2581億円の増加となり6年連続で過去最大を更新。働き方改革や人材投資・生産性向上に取り組む厚生労働省の予算も一般会計では31兆4298億円と前年比7426億円の増加。

働き方改革関連では次の3つの予算が大幅に増えています。

1. 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進 773億円(前年比281億円増)
2. スキル習得機会の拡大 759億円(前年比278億円増)
3. 多様な女性活躍の推進 292億円(前年比132億円増)

安倍内閣の非正規・女性・教育というキーワードの予算が大幅に増えています。是非、この予算を有効に使って、日本の生産性向上に繋げてほしいものです。

助成金も増えると思いますので、有効に活用してみてください。